

【 i 総務課・少子化対策企画室関係】



## 1. 社会保障（子ども・子育て支援）の充実について

（関連資料1～4参照）

今般の社会保障と税の一体改革は、消費税率の引上げによる増収を活用して、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図るものであり、高齢者3経費（年金・高齢者医療・介護）に加え、子ども・子育て支援にも消費税を充てることとされている。

平成26年度においては、国・地方を合わせた消費税の増収分5.0兆円程度のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度から、0.3兆円程度を子ども・子育て支援の充実に充てることとしている。この財源を活用して

具体的には、

- ・ 保育所における受入児童数の増や小規模保育、認可を目指す認可外保育施設への支援、保育士の処遇改善などの「待機児童解消加速化プラン」の推進、
- ・ 平成27年度に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度への円滑な施行のための「保育緊急確保事業」、
- ・ 「社会的養護の充実」として、児童養護施設等における受入児童数の増や家庭的な養育環境の推進

を行うこととしている。

これらについては、地方税法の一部改正により引上げ分の地方消費税についても社会保障財源化が定められていることも踏まえ、積極的な取組をお願いする。

なお、これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認している。

各都道府県・市町村におかれても、上記の一体改革の趣旨や国の予算案等を踏まえ、待機児童数など地域の事情を勘案しつつ、補正予算において追加計上を行うなど、所要の額を確保し、子ども・子育て支援の充実に努めていただきたい。

## 2. 安心子ども基金の当初予算化等について

（関連資料5、6参照）

待機児童解消は喫緊の課題であり、平成25年4月に発表された「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25・26年度の2か年で約20万人の保育の受け皿確保をめざしており、待機児童解消に取り組む自治体を支援するため、安心子ども基金を活用した様々な補助事業を実施してき

たところ。

その中でも、保育の基盤整備を行う保育所の施設整備費や処遇改善以外の保育士人材確保対策（保育士・保育所支援センター等）等について、保育所運営費の増加と一体的に当初予算に計上することにより、「待機児童解消加速化プラン」の目標達成に向けた安定的な財源確保の道筋を明確化するため、平成26年度予算案において安心こども基金の積み増し（1,301億円）を行うこととしている。

また、平成25年度補正予算においても、「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、保育所等の整備、小規模保育や幼稚園における長時間預かり保育など新制度の先取り、認可を目指す認可外保育施設への支援等を実施するほか、児童養護施設等の生活環境の改善、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部助成などを実施するため、安心こども基金を積み増す（169億円）とともに、事業実施期限を平成26年度末まで延長することとしたところ。

※ 小規模保育等の事業費など一部の事業について、平成26年度は保育緊急確保事業に移行する予定。

平成25年度補正予算分については、現在、交付申請を受け付けているところであり、審査終了後速やかに交付決定を行う予定である。平成26年度予算分については、平成26年度予算の成立後に、各都道府県における事業計画や安心こども基金の執行状況等を踏まえた上で必要額を交付する予定である。

### 3. 次世代育成支援対策推進法の延長について（地域行動計画・特定事業主行動計画関係）

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）については、平成26年度末までの時限立法とされているが、昨年12月に労働政策審議会から出された建議等を受け、今般、次世代法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したところである。

これを受け、法案成立後に、地域行動計画、特定事業主行動計画等の記載内容を定める行動計画策定指針の改定を行うこととしており、これを踏まえて各地方公共団体においても新しい計画の策定することとなるのでご承知置きいただきたい。

なお、地域行動計画の策定については子ども・子育て支援法の関係整備法によって任意となっており、また、同計画については子ども・子育て支援法に定める事業計画と一体のものとして策定することも可能である。

### 4. 利用者支援事業等について

利用者支援事業は、子ども・子育て支援新制度において、1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とした新たな事業である。

具体的には、利用者にとって身近で、地域子育て支援拠点等の継続的に利用できる施設において、専任の職員を配置し、

- ・子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等（地域のインフォーマルな社会資源を含む）の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」（＝「総合的（包括的）な利用者支援」）
- ・子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に取り組む（＝「地域連携」）

を実施することとしている。（基本型）（**関連資料7参照**）

本事業は、新制度で様々な施設、事業類型が整備される中、子育て家庭の様々なニーズを実際の施設、事業の利用に結び付ける上で、市町村レベルの事業計画と「車の両輪」となる極めて重要な事業と認識している。各市町村においても、積極的な事業展開をお願いしたい。

一方、平成24年度補正予算において、地域子育て支援拠点事業に「地域機能強化型」を創設し、「利用者支援」・「地域支援」を実施しているところであるが、平成26年度からは、利用者支援事業の創設に伴い、実施内容等を拡充して、利用者支援事業に発展的に移行することとした。

よって、「地域機能強化型」のうち少なくとも「利用者支援」の取組みを実施していた施設に対しては、その取組みが必ず継続されるよう、利用者支援事業としての財政支援等のご配慮をお願いしたい。

なお、事業の運営にあたっては、両事業の担当者等と相互に協力しあうとともに、事業の円滑な実施のために一体的な体制を構築していただきたい。**(関連資料8参照)**

## 5. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

### (1) 児童福祉施設等の整備について

#### ①次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成25年度補正予算において6億円（児童養護施設等の耐震化等整備分）、平成26年度予算案において35億円（児童養護施設等の耐震化等整備分を含む。）を計上したところである。

平成25年度補正予算分については、現在、協議受付中であり、審査終了後、速やかに内示予定である。平成26年度予算分の協議等については、今後、決定次第お知らせする。

#### ②安心こども基金について

従来より、安心こども基金において、民間保育所及び子育て支援のための拠点施設等の整備を実施してきたところであるが、「待機児童解消加速化プラン」の推進を図るため、民間保育所等の整備に係る経費のほか、新たに小規模保育や幼稚園預かり保育等を実施するための施設の改修に係る経費について、平成25年度補正予算及び平成26年度予算案において一体的な措置を行ったところである。

なお、保育所の整備事業等について、平成26年度中に工事に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には助成対象とすることとしているので積極的にご活用いただきたい。

#### ③児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成26年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、補助単価の改定（消費税増税分と合わせて9.5%増）を行う（注）こととしているのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を行う施設整備事業

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・安心こども基金による各整備事業
- ・放課後児童クラブ整備費

#### ④独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業の融資制度創設等について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、「待



## 《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

### ⑥木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。

### ⑦地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

### ⑧PFI手法を活用した施設整備の推進について

児童福祉施設等におけるPFI事業の推進にあたっては、「PFI事業の案件形成に積極的に取り組む分野について」（平成24年11月30日民間資金等活用事業推進会議決定）により、さらなるPFI事業の活用が求められていることから、下記内閣府ホームページを参照の上、積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いしたい。

(参考) 内閣府ホームページ

<http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/12/pfi.html>

## (2) 児童福祉施設等の運営について

### ①児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

### ②児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ

症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成25年12月4日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ & A」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発

第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)

- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成25年11月20日雇児総発1120第1号、社援基発1120第1号、障企発1120第1号、老総発1120第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)
- ・「平成25年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

#### ④入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

#### ⑤児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 平成24年3月改正)を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」(雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

社会的養護施設については、3年に1回以上の受審と結果の公表が義務づけられており、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

### (3) 社会福祉施設等の防災対策について

#### ①社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消化対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策
- カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- キ 各種の補償保険制度の活用

また、災害は、火災、地震、集中豪雨など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種の災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

については、各施設の防災対策について、今一度点検、確認などを行うとともに、問題点については速やかな改善措置を講ずるよう指導されたい。

#### 《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）
- ・「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年1月6日社施第5号）

#### ②社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてい

るところであるが、昨年度、総務省行政評価局が社会福祉施設をはじめとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握  
土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
  - 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応  
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
  - 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。
    - ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するように市町村に依頼すること。
    - ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生のある恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知

イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護

エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）

③「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行について

平成25年臨時国会において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、平成25年11月29日に公布、同年12月27日に施行されたところである。

児童福祉施設等の高台移転整備については、これまでも、次世代育成支援対策施設整備交付金等の整備事業や、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設などにより対応してきたところである。

今般、同法の施行を踏まえ、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ（通常の単価の1.35倍を予定）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95%に引き上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

④児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

さらに、平成25年に同法が一部改正され、社会福祉施設については、階数2以上かつ5000㎡以上（保育所は階数2以上かつ1500㎡以上）の耐震不明建築物（注）に対する耐震診断の実施及び結果の報告（平成27年末まで）が義務化されるとともに、耐震診断が義務化された建築物については、国土交通省が所管する耐震診断費用等に対する助成制度の拡充がなされたところである。

（注）原則として、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物（同年6月1日以降に増築等の工事を行い、建築基準法の検査済証の交付を受けたものを除く。）

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を速やかに実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成24年に実施した「社会福祉施設等の耐震化に関する状況調査」の調査結果によると、社会福祉施設等の全国の耐震化率は84.3%となっており、児童福祉施設等の耐震化率は76.7%と下回っている。(関連資料3参照)

各都道府県市においては、この調査結果を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用を図りつつ、耐震化の促進に御尽力願いたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の大危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成26年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

#### ⑤被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

#### ⑥大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

### (4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

#### ①吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査」を公表したところであるが、依然として、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

②吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いします。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成26年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いいたします。

## 6. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

### (1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

### (2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に平成24年度決算検査報告で会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定の際、扶養義務者の所得税額等の調査確認が十分でなく、徴収金の額が誤っていたこと等が指摘されており、適正な事務が確保されるよう税務関係機関等との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関しての指導をお願いしたい。
- ・ 保育所運営費の民間施設給与等改善費の適用の誤り等、各種加算の適用にあたっては、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

### **(3) 保育所施設整備の競争契約における最低制限価格の設定について**

保育所の施設整備を行うに当たっては、その適正な実施のため、安心こども基金管理運営要領において交付の条件として事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこととしているところである。

しかしながら、会計検査院において、保育所施設整備の競争契約における最低制限価格制度の運用状況についての検査が行われ、その結果、施設整備を行う事業者が整備契約に係る入札に当たり、市町村が行う契約手続きの取扱いに準ずることなく最低制限価格を設定しているものが見受けられる旨指摘を受けたところ。

安心こども基金事業による施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについては、「「安心こども基金」Q&Aの送付について」（平成24年8月23日雇用均等・児童家庭局総務課事務連絡）により、「児童福祉施設整備の競争契約における最低制限価格制度の取扱いについて」（平成20年6月12日雇児総発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を準用することとしているので、その取扱いについても必要な指導、確認を行われるようお願いしたい。

### **(4) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について**

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。

## 7. 被災した子どもへの支援について（関連資料10参照）

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」での検討（注）を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業を創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、平成26年度予算案において、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編（東日本大震災復興特別会計に計上（40億円））することとしたので、被災地の実情に応じた適切な支援が行われるよう、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

（注）避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

## 8. 児童福祉問題調査研究事業の見直しについて

児童福祉問題調査研究事業については、従来から（福）恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所に対し補助を行う形で実施してきたところであるが、平成25年度行政事業レビュー公開プロセスの評価結果を踏まえ、平成26年度から研究の実施主体を公募し、外部有識者による企画評価委員会（仮称）による評価を行った上で選定する仕組みに見直すこととした。

研究実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人等とし、公募は平成26年5月頃を予定している。

## 9. 子どもの貧困対策の推進に関する法律について （関連資料11参照）

昨年（平成25年）の第183回国会において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立した。

本法律は、我が国の子どもの貧困率が15.7%、ひとり親世帯での貧困率は50.8%という水準にあり、また世代を超えた貧困の連鎖が指摘されてい

るという状況を踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としている。

本法律は今年17日に施行されたところであるが、今後、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、内閣府、文部科学省、厚生労働省をはじめ関係行政機関が協力して大綱を作成することとされている。また、本法律においては、都道府県においても大綱を勘案して、子どもの貧困対策計画の策定に努めることとされているので、ご協力をお願いしたい。



[総務課・少子化対策企画室：関連資料]



# 平成26年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成26年度の増収額5兆円※については、
  - ①まず基礎年金庫負担割合2分の1に2.95兆円を向け、
  - ②残額を満年度時の
    - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
    - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

※ 消費税については、国の会計年度と、消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、段階的な増収となる。

## 〈26年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：5兆円》

### ○基礎年金庫負担割合2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

2.95兆円

### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

0.5兆円

### ○消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.2兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

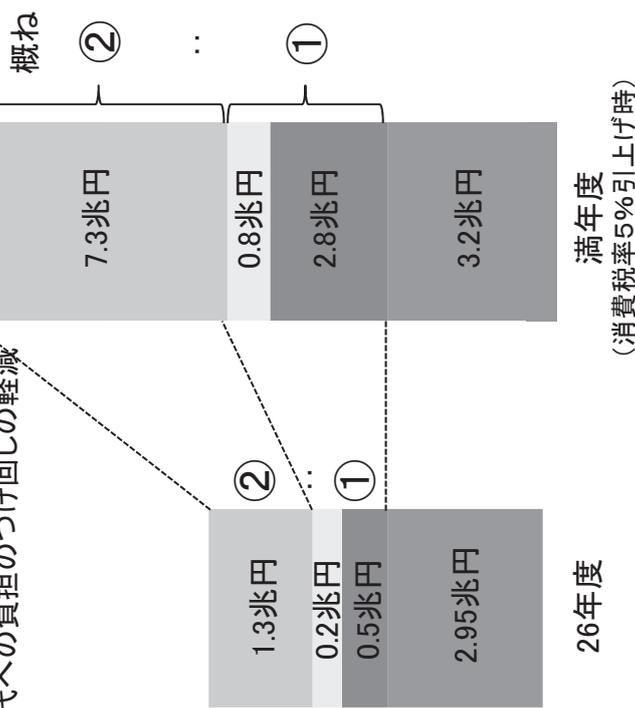
- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

1.3兆円

（注）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

## （参考）算定方法のイメージ

- 基礎年金庫負担割合1/2
- 社会保障の充実
- 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増
- 後代への負担のつけ回しの軽減



## 平成26年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	計 (注1)	
		国分	地方分
子ども・子育て支援の充実	待機児童解消の推進と地域の子ども・子育て支援の充実 (「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施)	2,915	1,568
	社会的養護の充実	80	40
	育児休業中の経済的支援の強化	64	8
医療・介護の充実	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 (1) 消費税財源の活用による診療報酬の改定 (2) 新たな財政支援制度の創設(※) 地域包括ケアシステムの構築 (認知症に係る地域支援事業の充実等)	353	105
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0
	高額療養費制度の見直し	42	5
	難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立等	298	172
年金制度の改善	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	10	0
合計		4,962	2,713

※ 医療提供体制改革のための新たな財政支援制度(基金)については、上記に加え、公費360億円の上乘せ措置を別途実施。その結果、基金規模は合計904億円。

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注3) 「保育緊急確保事業」の国分(1,043億円)は内閣府、保育所運営費の国分(304億円)は厚生労働省に計上。

# 「子ども・子育て支援の充実」の概要

所要額(公費) 2,995億円  
(国費 1,388億円)

## I. 「待機児童解消加速化プラン」の推進 所要額(公費) 1,841億円(国費 985億円)

○子ども・子育て支援新制度の施行(27年度予定)を待たずに、「緊急集中取組期間」(25・26年度)で約20万人分、潜在ニーズを含め、保育ニーズのピークを迎える29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指す。



○消費税財源を活用して以下を実施し、意欲ある地方自治体を強力に支援。(☆はⅡ. 保育緊急確保事業として実施)

- 小規模保育、家庭的保育、幼稚園における長時間預かり保育や、認可を目指す認可外保育施設への支援 ☆
- 保育の量拡大に対応した保育所運営費の確保 ■保育士確保対策(処遇改善) ☆ ■利用者支援 ☆ 等

※加速化プランの推進に必要な保育所整備費等について、「安心こども基金」にて引き続き財政支援をする。

## Ⅱ. 保育緊急確保事業(別添参照) 所要額(公費) 2,307億円(国費 1,043億円)

○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

### 1 「待機児童解消加速化プラン」の推進(上記Ⅰの一部を再掲。) 所要額(公費) 1,233億円(国費 681億円)

### 2 新制度に基づく事業の先行的な支援 所要額(公費) 1,074億円(国費 362億円)

新制度の下で市町村が実施する、地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援。

- 地域子育て支援拠点事業 ■一時預かり事業 ■ファミリー・サポート・センター事業
- 放課後児童クラブの充実(利用意向を反映した開所時間延長への対応(小1の壁の解消)) 等

## Ⅲ. 社会的養護の充実 所要額(公費) 80億円(国費 40億円)

- 児童養護施設等の受入児童数の拡大(虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもの増加への対応)
- 児童養護施設等での家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム等)の推進

## 【別添】 「保育緊急確保事業」について

### 事業内容等

#### 【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

#### 【実施主体】

市町村（特別区含む）

※特定市町村（待機児童が50名以上いる市町村）は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

#### 施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業（保育所型）
- ⑦ 認定こども園事業（幼稚園型）
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業（運営費支援、調査費、移転費）
- ⑪ 民有地マッチング事業

【補助率 1/2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

#### 地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実  
（利用意向を反映した開所時間延長への対応）
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率 1/3】

「待機児童解消加速化プラン」を推進するため、各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額の積み増しを行う。

## 保育の量拡大のための保育所等の整備

- ・保育所緊急整備事業
- ・賃貸物件による保育所整備事業
- ・家庭的保育改修等事業(改修費、賃借料補助)
- ・認可化移行総合支援事業(整備費支援(改修費、賃借料補助)等)
- ・幼稚園預かり保育整備事業
- ・小規模保育設置促進事業
- ・認定こども園整備費
- ・民有地マッチング事業(都道府県分)
- ・子育て支援のための拠点施設整備事業

## 保育を支える保育士等確保対策

- ・保育士研修等事業(保育の質の向上のための研修事業等)
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援、保育士・保育所支援センター
- ・認可外保育施設保育士資格取得支援、修学資金貸付
- ・職員用宿舍借上げ支援
- ・保育教諭確保のための併有促進事業
- ・幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等従事者の保育士資格取得支援事業
- ・家庭的保育者等研修事業

※保育緊急確保事業として、処遇改善と保育体制の強化を実施

## 【参考】 25年度補正予算(案) 169億円

※ 補正計上額169億円は、事業の実施に必要なとなる所要額801億円に対し、平成25年度末時点で見込まれる基金の残高632億円を活用した上でさらに必要となるもの。

「待機児童解消加速化プラン」等を推進するため、基金を積み増し・延長(26年度末まで)

※ 待機児童解消加速化プランに要する経費については、当初予算と一体的に措置。

### ○「待機児童解消加速化プラン」の推進

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(一部)
- ・小規模保育、幼稚園における長時間預かり保育など、新制度の先取り
- ・認可を目指す認可外保育施設への支援 等

### ○社会的養護の推進

- ・児童養護施設等の小規模化に必要な改修

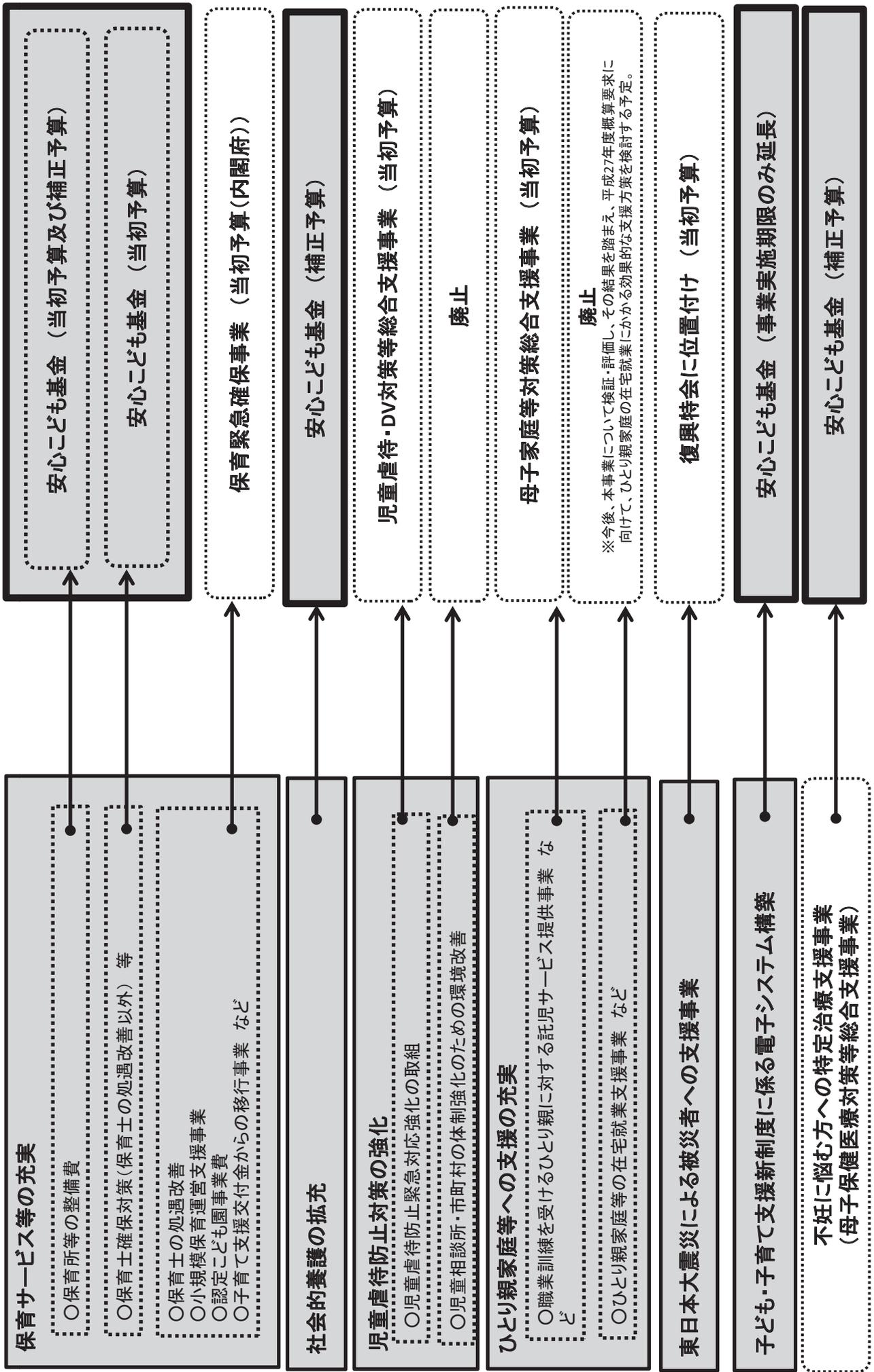
### ○不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

- ・配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- ・制度の見直しが円滑に施行されるよう、対象者や医療機関等に対する周知や施行のための準備経費を助成

# 安心こども基金で実施する事業の平成26年度における対応

【 26年度 】

【 25年度 安心こども基金 主な項目 】



# 「利用者支援事業」について

## 事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

## 主な事業内容

### ○総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

### ○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

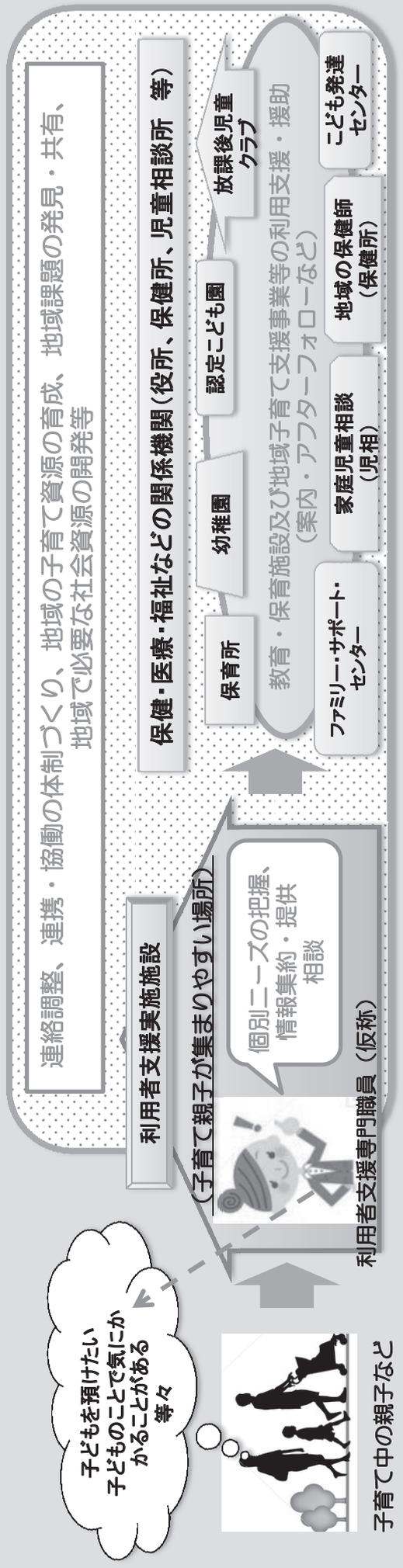
いずれかの類型を選択して実施。

① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

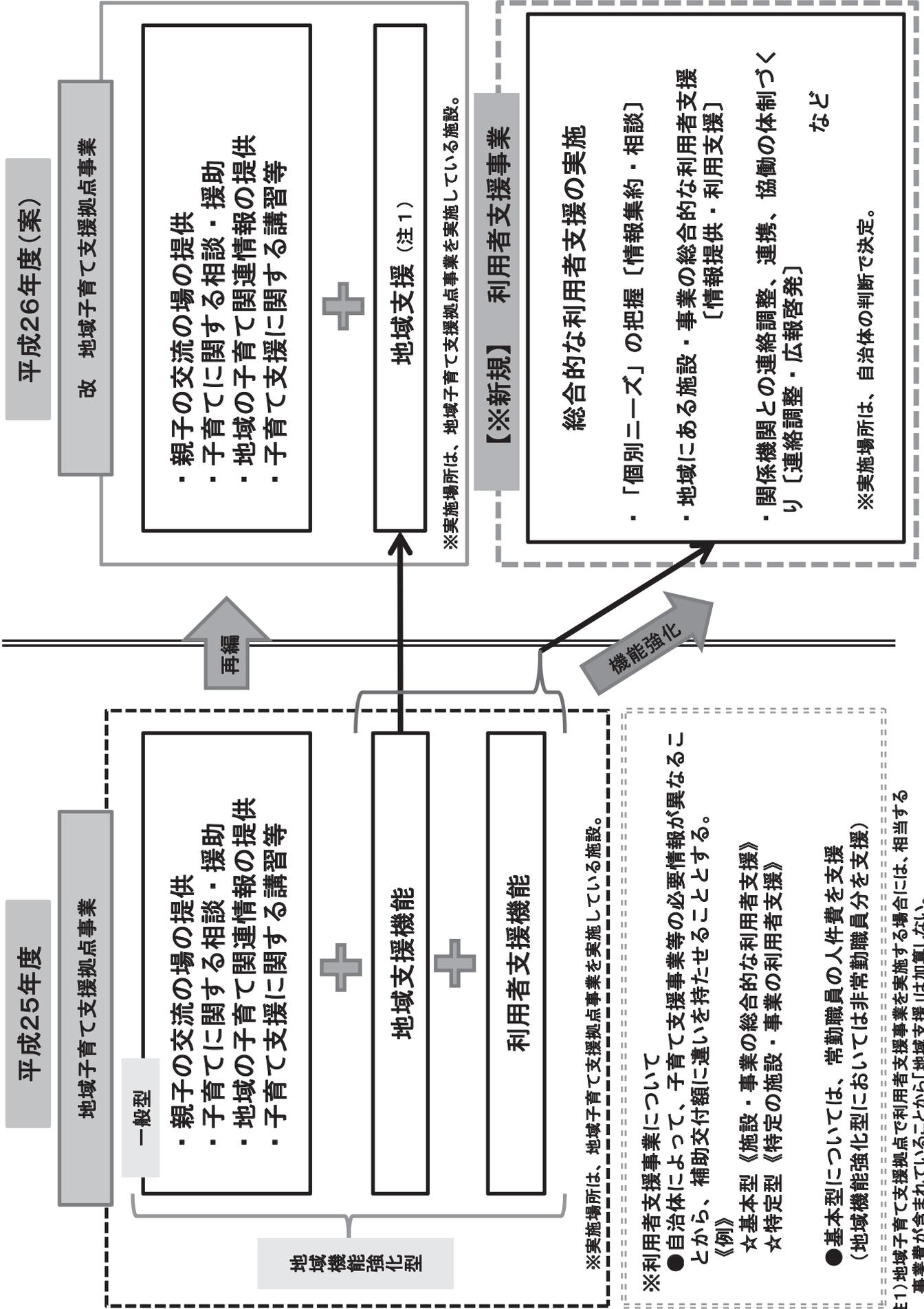
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)

② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。

(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例；横浜市「保育コンセンシユ事業」)



地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型と利用者支援事業の整理について





## 社会福祉施設等の耐震化状況(児童関係施設等)

施設種別	全棟数 A	昭和57年以降 建築棟数 B	昭和56年以前建築の棟のうち改修の必要がない棟数 C	昭和56年以前建築の棟のうち改修済、改修中数 D	耐震済の棟数 B+C+D=E	耐震化率 E/A
児童関係施設等 計	54,510	31,867	5,275	4,667	41,809	76.7%
公立	28,265	14,581	3,872	3,391	21,844	77.3%
私立	26,245	17,286	1,403	1,276	19,965	76.1%
乳児院	159	106	11	6	123	77.4%
公立	13	5	3	0	8	61.5%
私立	146	101	8	6	115	78.8%
母子生活支援施設	312	150	32	26	208	66.7%
公立	159	56	25	9	90	56.6%
私立	153	94	7	17	118	77.1%
児童養護施設	1,425	945	111	70	1,126	79.0%
公立	112	58	30	10	98	87.5%
私立	1,313	887	81	60	1,028	78.3%
児童相談所	208	110	33	29	172	82.7%
公立	208	110	33	29	172	82.7%
私立	0	0	0	0	0	-
児童相談所一時保護所	121	81	19	11	111	91.7%
公立	121	81	19	11	111	91.7%
私立	0	0	0	0	0	-
第1種助産施設	543	372	35	23	430	79.2%
公立	316	216	28	17	261	82.6%
私立	227	156	7	6	169	74.4%
第2種助産施設	26	15	2	0	17	65.4%
公立	4	3	1	0	4	100.0%
私立	22	12	1	0	13	59.1%
保育所	26,578	14,431	3,252	2,207	19,890	74.8%
公立	11,181	4,672	2,175	1,272	8,119	72.6%
私立	15,397	9,759	1,077	935	11,771	76.4%
情緒障害児短期治療施設	79	62	9	2	73	92.4%
公立	18	10	5	1	16	88.9%
私立	61	52	4	1	57	93.4%
児童自立支援施設	281	133	56	42	231	82.2%
公立	260	122	56	41	219	84.2%
私立	21	11	0	1	12	57.1%
児童家庭支援センター	75	53	5	6	64	85.3%
公立	2	1	0	1	2	100.0%
私立	73	52	5	5	62	84.9%
婦人相談所	53	35	8	4	47	88.7%
公立	51	35	7	4	46	90.2%
私立	2	0	1	0	1	50.0%

施設種別	全棟数	昭和57年以降建築棟数	昭和56年以前建築の棟のうち改修の必要がない棟数	昭和56年以前建築の棟のうち改修済、改修中数	耐震済の棟数	耐震化率
	A	B	C	D	B+C+D=E	E/A
婦人相談所 一時保護所	43	31	6	3	40	93.0%
公立	43	31	6	3	40	93.0%
私立	0	0	0	0	0	-
婦人保護施設	65	36	10	2	48	73.8%
公立	36	24	8	1	33	91.7%
私立	29	12	2	1	15	51.7%
児童厚生施設 (児童遊園を除く)	4,200	2,663	431	241	3,335	79.4%
公立	4,034	2,544	424	240	3,208	79.5%
私立	166	119	7	1	127	76.5%
母子福祉センター	41	20	9	4	33	80.5%
公立	39	19	9	4	32	82.1%
私立	2	1	0	0	1	50.0%
母子休養センター	2	1	0	0	1	50.0%
公立	1	1	0	0	1	100.0%
私立	1	0	0	0	0	0.0%
母子健康センター	16	7	0	1	8	50.0%
公立	16	7	0	1	8	50.0%
私立	0	0	0	0	0	-
職員養成施設	22	8	9	1	18	81.8%
公立	6	0	5	0	5	83.3%
私立	16	8	4	1	13	81.3%
へき地保育所	376	232	17	15	264	70.2%
公立	372	231	17	15	263	70.7%
私立	4	1	0	0	1	25.0%
児童自立生活 援助事業所	77	35	1	6	42	54.5%
公立	0	0	0	0	0	-
私立	77	35	1	6	42	54.5%
小規模住宅型 児童養育事業所	110	72	0	4	76	69.1%
公立	1	1	0	0	1	100.0%
私立	109	71	0	4	75	68.8%
子育て支援の ための拠点施設	3,493	2,415	294	208	2,917	83.5%
公立	2,387	1,557	261	185	2,003	83.9%
私立	1,106	858	33	23	914	82.6%
放課後児童健全 育成事業実施施設	10,386	5,697	821	1,655	8,173	78.7%
公立	8,631	4,604	752	1,539	6,895	79.9%
私立	1,755	1,093	69	116	1,278	72.8%
認可外保育施設	5,819	4,157	104	101	4,362	75.0%
公立	254	193	8	8	209	82.3%
私立	5,565	3,964	96	93	4,153	74.6%

(注1)平成24年4月1日現在

(注2)「全棟数」は、廃止予定の棟数を差し引いたもの

(注3)「改修の必要がない棟数」は、耐震診断を実施した結果、耐震改修が不要と判断された棟数

(注4)「耐震化率」は、全棟数のうち、耐震性がある棟数(昭和57年以降建築の棟数及び昭和56年以前建築の棟のうち改修の必要がない棟数と改修済、改修中数)の割合

# 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金） 26年度予算(案)：40億円

## 1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心こども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(※)での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子ども心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(平成25年11月13日設置)について

避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視점에立脚し検討、既存施策の点検を実施。

## 2. 対象事業の概要

### (1) 子ども健やか訪問事業【新規】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

### (2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【新規】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保する。

### (3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続・拡充】 ※対象範囲を福島県から被災3県に拡大

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

### (4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続・拡充】 ※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大

被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

### (5) 児童福祉施設等での給食検査【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

### (6) 保育料等の減免に対する支援【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

【参考】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	事業者	対象者
【新規】 子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等、特に負担が大きいと考えられる子育てで家庭に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	被災生活をしている被災児童のいる世帯
【新規】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言いえない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士が一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を新たに創設するもの。	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、茨城県、福島県、栃木県、千葉県、長野県)	仮設住宅設置県、仮設住宅設置県内の市町村	仮設住宅に住居する被災児童等
【継続・拡充】 遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもたちの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもたちの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式の大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	対象地域に住居する被災児童等
【継続・拡充】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体を実施する被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、仙台市	被災県、仙台市、被災県内の市町村(仙台市を除く。)	被災児童及びその家族
【継続】 児童福祉施設等での給食検査	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み(給食用食材の放射線検査機器の整備(事前検査)、給食のモニタリング調査(給食全体の事後検査))を支援する。	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県)	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県	対象地域に住居する被災児童等
【継続】 保育料等の減免に対する支援	東日本大震災に伴い保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。	都道府県、指定都市、中核市(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	都道府県又は市町村	被災者

※補助率はいずれの事業も定額  
 ※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助  
 ※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律 <平成25年法律第64号> (概要)

## 目的

平成25年6月19日成立 / 平成25年6月26日公布

○ この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健康やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

## 大綱の策定・基本的施策

○ 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。

○ 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○ 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

## 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

## 施行期日等

○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○ 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

## 現状・背景

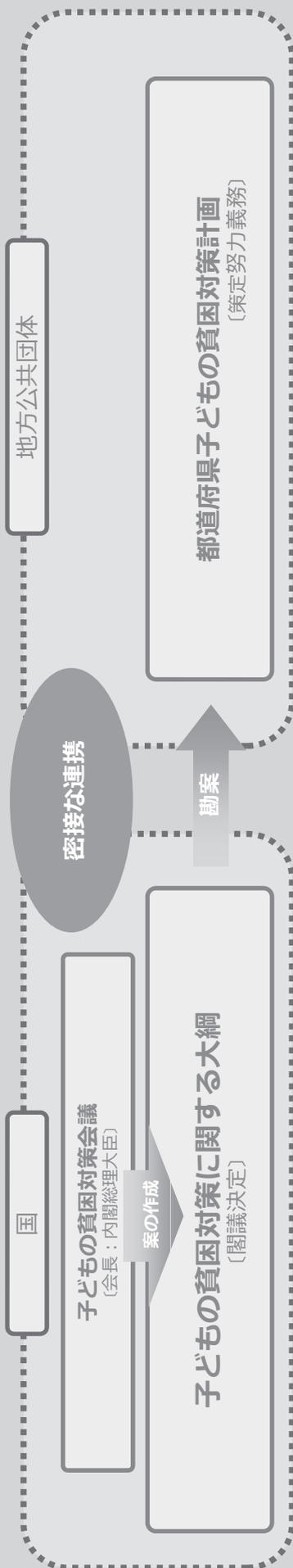
- 子どもの貧困率  
18歳未満の子どもで 15.7% (2008年OECD加盟34カ国中24位)  
(OECD(2012)データ)  
※日本の数値は2006年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2008年OECD加盟34カ国中31位)  
(OECD(2012)データ)  
※日本の数値は2006年
- 生活保護世帯の子どもの高校進学率 89.9% (全体では98.4%)  
(2013年厚労省データ) (2013年文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

## 目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。
- 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

## 子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



## 基本的な方針

### 大綱に掲げる事項

子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

教育支援 生活支援 保護者への就労支援 経済的支援 調査研究

子どもの貧困状況及び貧困対策の実施状況を毎年公表

平成 26 年 1 月 17 日

各都道府県子どもの貧困対策担当者  
各政令指定都市子どもの貧困対策担当者 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年企画担当）  
文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

### 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行について

超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が第 183 回国会において成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。

同法は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めています。

今後は、内閣府において、文部科学省、厚生労働省等の協力のもと、同法に定める「子どもの貧困対策会議」（会長：内閣総理大臣）の運営を行うとともに、子どもの貧困対策に関する大綱の作成・推進等の所掌を担当することになります。

つきましては、別添通知を送付いたしますので、関係者への周知方よろしくお願いいたします。

#### <本件連絡先>

（内 閣 府） 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（青少年企画担当）付 村田・島田  
Tel:03-5253-2111(44147, 44148) Fax:03-3581-1609

（文部科学省） 文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・  
地域政策担当）付 佐藤・新平  
Tel:03-5253-4111 (3406, 3253) Fax:03-6734-3711

（厚生労働省） 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
諏訪・川瀬  
Tel:03-5253-1111 (7825, 7826) Fax:03-3595-2668

府子第18号  
25文科生第551号  
雇児発0117第2号  
平成26年1月17日

各都道府県知事  
各政令指定都市市長 殿

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長

岩 淵 豊

(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長

清 木 孝 悦

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

石 井 淳 子

(印影印刷)

### 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行について（通知）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下

「法」という。)が、第183回国会において成立し、平成26年1月17日に施行されました。

法の概要等は以下のとおりであり、今後、政府としては、内閣府において、文部科学省、厚生労働省等の協力の下、子どもの貧困対策会議の開催、子どもの貧困対策に関する大綱の策定を行い、関係施策の総合的な推進を図ることとしておりますので、貴職におかれても法の趣旨を十分踏まえ、子どもの貧困対策の一層の推進に御協力願います。

なお、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係団体等に対し、この旨を周知されるよう御配慮願います。

## 記

### 第1 総則

#### 1 目的（第1条関係）

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。

#### 2 基本理念（第2条関係）

(1) 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならないこと。

(2) 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならないこと。

#### 3 国等の責務

##### (1) 国の責務（第3条関係）

国は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

##### (2) 地方公共団体の責務（第4条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

##### (3) 国民の責務（第5条関係）

国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならないこと。

#### 4 法制上の措置等（第6条関係）

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

#### 5 子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表（第7条関係）

政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならないこと。

## 第2 基本的施策

### 1 子どもの貧困対策に関する大綱（第8条関係）

(1) 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならないこと。

(2) 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

ロ 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

ハ 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

ニ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

(3) 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならないこと。

(4) 内閣総理大臣は、(3)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならないこと。

(5) (3)及び(4)は、大綱の変更について準用すること。

(6) (2)ロの「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定めること。

### 2 都道府県子どもの貧困対策計画（第9条関係）

(1) 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（(2)において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

### 3 教育の支援（第10条関係）

国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

### 4 生活の支援（第11条関係）

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

## 5 保護者に対する就労の支援（第12条関係）

国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

## 6 経済的支援（第13条関係）

国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

## 7 調査研究（第14条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

# 第3 子どもの貧困対策会議

## 1 設置及び所掌事務等（第15条関係）

(1) 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置くこと。

(2) 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。

イ 大綱の案を作成すること。

ロ イに掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

(3) 文部科学大臣は、会議が(2)により大綱の案を作成するに当たり、第2の1(2)イからニまでに掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこと。

(4) 厚生労働大臣は、会議が(2)により大綱の案を作成するに当たり、第2の1(2)イからニまでに掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこと。

(5) 内閣総理大臣は、会議が(2)により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第2の1(2)イからニまでに掲げる事項のうち(3)及び(4)のもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならないこと。

## 2 組織等（第16条関係）

(1) 会議は、会長及び委員をもって組織すること。

(2) 会長は、内閣総理大臣をもって充てること。

(3) 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てること。

(4) 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理すること。

(5) (1) から (4) までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めること。

#### 第4 施行期日等

この法律は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第4号）により、平成26年1月17日に施行されたこと。

また、同日、子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率及び生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率の定義を定める政令（平成26年政令第5号。以下「定義令」という。）についても施行され、子どもの貧困対策の推進に関する法律における「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」について定義されたこと。

なお、国会での法案審議においては、大綱に掲げる「子どもの貧困率」は、厚生労働省の国民生活基礎調査により把握及び公表している子どもの相対的貧困率であることを前提として審議されてきたことを踏まえ、定義令では、当該子どもの相対的貧困率をもって「子どもの貧困率」を定義したものであること。

子どもの貧困対策会議令（平成26年政令第7号）についても同日施行されたこと。

#### 第5 附帯決議

本法に関して、衆議院厚生労働委員会において附帯決議が付されているので参考とすること（別紙）。

